

金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、木質バイオマス燃焼機器の導入を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、木質バイオマス燃焼機器を設置する者に対し、金山町補助金等の適正化に関する規則(昭和48年金山町規則第1号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマス燃焼機器 薪ストーブ及びペレットストーブ
- (2) 家庭用 金山町において住居として使用される建物に使用する物
- (3) 事業所等 金山町において事業の用に供される建物

(補助金の交付の対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を備えている者とする。

- (1) 所有する住宅又は事業所等に木質バイオマス燃焼機器を設置する者であること。
- (2) 家庭用の木質バイオマス燃焼機器を設置する場合、町内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 購入及び設置した木質バイオマス燃焼機器を適正に維持管理できること。
- (4) 町税及び使用料等の滞納がないこと。

(補助金の交付の対象となる設備)

第4条 本事業による木質バイオマス燃焼機器設備の設置(以下「補助事業」という。)において、補助金の交付の対象となる設備は、木質バイオマス燃焼機器及びその機能を発揮するための付属機械等(以下「補助対象設備」という。)とする。なお、補助対象設備は新たに設置するもの又は増設するものとし、未使用品であること(中古品は対象外)とする。

(補助対象経費、補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備設置工事にかかる費用の総額とし、補助金額及び補助率は別表1のとおりとする。

- 2 補助金の額については、補助対象経費に補助率を乗じて得た額(ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。)とし、それぞれの上限額以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をする者は、町長が別に定める日までに金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添付して、町長へ提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 木質バイオマス燃焼機器のカタログ等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の通知）

第7条 町長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、到着日順に受け付け、その内容を審査のうえ、補助金の交付を決定すべきものと認める者に対し交付決定を行い、速やかに金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その決定の内容を通知するものとする。

2 補助金交付申請書の受付期間中であっても、補助金交付申請額の合計額が予算額に達した時点で受付を終了する。

（工事の着工及び完了）

第8条 第6条の規定により補助金交付申請書を提出した者は、前条第1項に規定する交付決定の通知を受けた後、工事に着工しなければならない。併せて、第11条第1項に規定する補助金実績報告書の提出の期日までに、工事を完了しなければならない。

2 工事着工日は、補助金の交付の対象となる全部又は一部の工事に着工した日とする。

（補助事業の変更等）

第9条 第7条第1項の規定による交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定通知を受けた後、対象となった補助事業を変更し、又は廃止しようとするときは、金山町木質バイオマス利用拡大支援事業変更（廃止）承認申請書（様式第3号）に必要書類を添付し、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の補助事業の変更を行う場合、補助金交付申請額は増額されることはないものとする。

3 町長は、補助事業の変更又は廃止の申請があったときは速やかに内容を審査し、適当と認められるときは、これを承認し、金山町木質バイオマス利用拡大支援事業変更（廃止）承認書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業が実績報告の期日までに完了しない場合等の報告）

第10条 補助事業が実績報告の期日までに完了しない場合（見込みを含む）又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第8条第1項第3号の規定により、速やかに町長に報告しその指示を受

けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、町長が別に定める日までに、金山町木質バイオマス利用拡大支援事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる関係書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 設置工事前後の状況を明らかにする写真
- (2) 領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、実績報告書の内容がこの要綱の規定に適合していないと認められるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して求めることができる。

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により補助事業の実績報告があったときは、その内容を審査し適当と認められる場合は、補助金額を確定し、金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金額の確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条に定める補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(取得財産等の管理)

第14条 補助事業者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、適切に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(財産処分の制限等)

第15条 規則第15条ただし書の規定により町長が定める期間は、法定耐用年数を経過するまでの期間とする。

(交付の決定の取消)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、偽りやその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合。

- (2) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業者が、第11条第2項の規定に基づく措置をとらなかったとき。
- (5) その他、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項各号の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(その他の事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年度から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象設備	補助金の額又は補助率
薪ストーブ及びその機能を発揮するための付属機械等	2分の1 (上限20万円)
ペレットストーブ及びその機能を発揮するための付属機械等	2分の1 (上限10万円)

年 月 日

金山町長 殿

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金交付申請書

金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金を交付されるよう、金山町補助金等の適正化に関する規則第6条及び金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

1 設置設備の内容	1 薪ストーブ 2 ペレットストーブ
2 補助対象となる費用	円
3 補助金申請額 (千円未満の端数切捨て)	円
4 完成予定年月日	年 月 日

添付資料

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 木質バイオマス燃焼機器のカタログ等の写し

年 月 日

金山町長 殿

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

金山町木質バイオマス利用拡大支援事業変更（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった金山町木質バイオマス利用拡大支援事業の変更（廃止）について承認されるよう、金山町補助金等の適正化に関する規則第8条及び金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

項 目	変更の有 無	変 更 後	変 更 前
1 設置設備の内容		1 薪ストーブ 2 ペレットストーブ	1 薪ストーブ 2 ペレットストーブ
2 補助対象となる費用		円	円
3 補助金申請額 (千円未満の端数切捨て)		円	円
4 完成予定年月日		年 月 日	年 月 日

※変更後の欄は変更が有る場合のみ記入すること

添付資料

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 木質バイオマス燃焼機器のカタログ等の写し
- (3) 交付決定通知書

年 月 日

金山町長 殿

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

金山町木質バイオマス利用拡大支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金について、金山町補助金等の適正化に関する規則第12条及び金山町木質バイオマス利用拡大支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添付して下記のとおり報告します。

記

1 設置設備の概要	1 薪ストーブ 2 ペレットストーブ
2 補助対象となる費用	円
3 補助金申請額 (千円未満の端数切捨て)	円

添付資料

- (1) 設置工事前後の状況を明らかにする写真
- (2) 領収書の写し

様式第6号（第12条関係）

番 号
年 月 日

氏 名 殿

金山町長 ⑩

金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金について、金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金交付要綱12条の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 設置設備の概要	1 薪ストーブ 2 ペレットストーブ
2 補助対象となる費用	円
3 補助金確定額 (千円未満の端数切捨て)	円

様式第7条（第13条関係）

年 月 日

金山町長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金について、金山町木質バイオマス利用拡大支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、補助金の交付を請求します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 振込口座等の情報

振込先金融機関	庄内銀行金山支店・新庄信用金庫金山支店・金山農業協同組合
	(いずれかに○印を付して下さい。)
振込口座の種類	普通（総合口座可）・当座
振込口座の番号	_____
振込口座の名義	_____ (申請者以外の方の口座でも可)